

2月5日(日)は、第20回愛知県知事選挙の投票日です



【問合わせ】半田市選挙管理委員会 ☎ 84-0613 ▲市ホームページ

2月14日(火)任期満了の愛知県知事選挙が、1月19日(木)告示、2月5日(日)投票で、7時から20時まで、市内28か所の投票所で行われます。開票は同日の21時15分から市役所4階大会議室で行われます。

投票できる方(選挙資格) 次のいずれにも該当する方

- ①平成17年2月6日以前に生まれた方
- ②市内に住所を有する方
(令和4年10月18日以前に転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている方)

投票所入場券を郵送します

- ◆選挙資格がある方には、投票所入場券を郵送します。
- ◆投票所入場券は、世帯ごとに5名まで記載されています。
- ◆投票所へお越しの際は、切り離してお持ちください。
※投票日までに投票入場券が届かない場合、または紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報を配布します

選挙公報は、郵便受けへの投函などにより配布します。また、市内公共施設にも設置します。

車いすの必要な方へ

投票所には、車いすが配備されておりません。投票の際に車いすが必要な方は、事前に選挙管理委員会(総務課)までご連絡ください。

投票・開票速報

投票・開票状況は、順次、市ホームページ(トップページ「注目情報」)に掲載しますので、ご覧ください。

住所移転された方へ

- ①県内の市町村に転入された方:転入の時期によって投票できる場所が異なります。
以下の表をご覧ください、お間違のないようにしてください。
- ②県外へ転出された方:投票するまでに転出された方は、投票できません。

	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	令和4年10月18日以前	○		
	令和4年10月19日以降			○
県内の他の市町村から転入された方	令和4年10月18日以前	○		
	令和4年10月19日以降		○(※)	

※旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、市町村長が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示又は引き続き県内に住所を有する旨の確認申請を行い、引き続き愛知県に住所を有することの確認を受ける必要があります。期日前投票や不在者投票を行う際も同じです。